

各 病 院 長
各 診 療 所 長
各介護老人保健施設長
各訪問看護事業所長 } 様

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課長
(公 印 省 略)

鳥取県認定看護師養成研修受講費補助金交付要綱の一部改正及び令和8年度補助対象施設の募集について (通知)

鳥取県認定看護師養成研修受講費補助金交付要綱 (平成18年9月4日付第200600070661号鳥取県福祉保健部長通知。以下「交付要綱」という。)を別添新旧対照表のとおり改正しましたので御承知ください。

また、令和8年度補助金に係る補助対象施設を下記のとおり募集しますので、希望する場合は、別紙「認定看護師養成研修受講費補助金希望調書」を令和8年6月19日 (金)までに当課へ提出してください。(様式等は当課ホームページに掲載しております。<https://www.pref.tottori.lg.jp/274565.htm>)

なお、予算の都合によりご希望に添えない場合がありますので、御承知ください。

(担当) 医療人材確保室 三宅 電 話 : 0857-26-7204
ファクシミリ : 0857-21-3048
電子メール : iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

記

補 助 金 名	鳥取県認定看護師養成研修受講費補助金
補 助 対 象 医 療 機 関	認定看護師養成研修を受講する看護職員を雇用している次の医療機関等 ・ 病院 (自治体立、国立大学法人立、独立行政法人立を除く) ・ 診療所 ・ 介護老人保健施設 ・ 訪問看護事業所
補助対象経費	研修受講に要する経費の内、入学金、授業料、実習料 ※令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払うもの (令和9年度受講分の経費を上記期間中に支払う場合も含む)
補 助 率	10 / 10
補助金上限額	1人当たり750,000円
研 修 先 施 設	・ 日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設 ・ 日本精神科看護技術協会施設
交付申請の時期	令和8年6月30日 (火) ※ただし、6月1日までに補助事業に係る研修の受講決定がない場合は、受講決定日から30日以内とする。